平成２２年（フ）第２１３４号
大阪府豊中市寺内１丁目11番11―303号
債務者　日野　喜則
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１８４号
大阪市旭区高殿３丁目31番７―108号
債務者　田中　重治
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１８５号
大阪市旭区高殿３丁目31番７―108号
債務者　田中　克江
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２１５号
大阪府大東市灰塚４丁目17番16号　オレンジハイツ101号
債務者　中元　隆治
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２８６号
大阪府門真市千石東町１番19号
債務者　阿部すぎ子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２９０号
大阪市旭区高殿６―10―13―303、住民票上の住所大阪市天王寺区夕陽丘町３番15―602号
債務者　森田　　舞
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９２号
香川県東かがわ市土居105―１　木村ビル203、住民票上の住所香川県東かがわ市三本松12番地６
債務者　荒駒　　正
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５４号
香川県高松市今里町２丁目30番地13
債務者　河瀬　　哲
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５５号
香川県さぬき市長尾西2276番地４
債務者　笠井　純代
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６２号
香川県高松市瀬戸内町14番９号
債務者　山下伊佐緒
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１号
岩手県宮古市八木沢３丁目８番23―403号　市営住宅
債務者　山中　保江
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第６３１号
横浜市瀬谷区橋戸２丁目23番地　県営橋戸原団地１棟306号
債務者　加藤富士子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４０号
横浜市保土ケ谷区川島町1469番地５
債務者　近藤　茂美
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２２号
横浜市港南区大久保３丁目５番34号　陽氣荘11
債務者　前田　鉄次
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１４７号
大阪市淀川区加島３丁目中８番16―702号
債務者　西口絵美子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２８１号
大阪府茨木市駅前２丁目３番20号
債務者　徳永　一彦
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部